

大阪府柏原市基本計画（第2期）

1 基本計画の対象となる区域（促進区域）

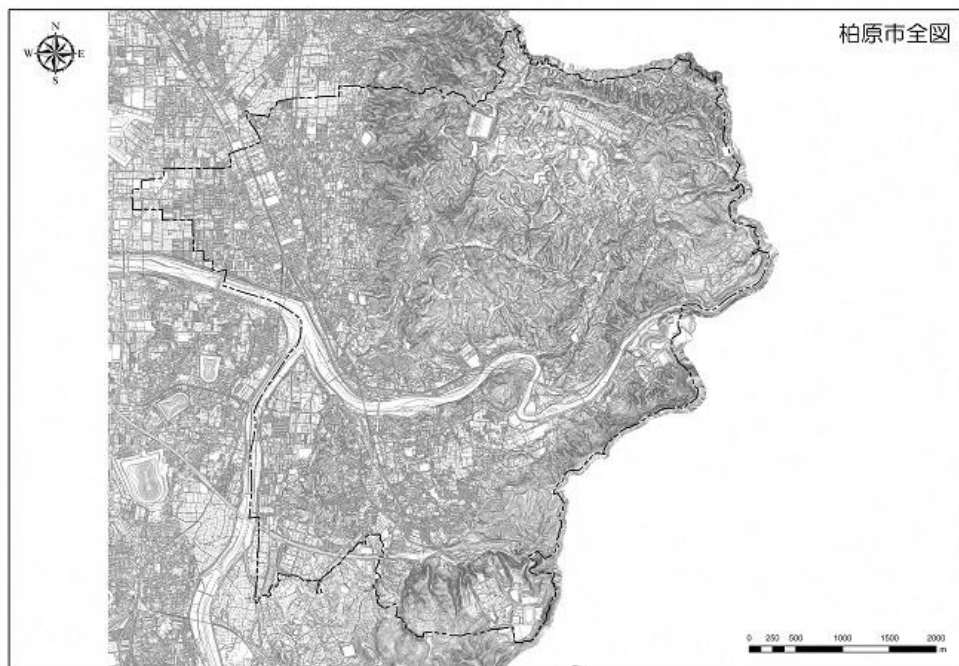
（1）促進区域

設定する区域は、令和5年4月1日現在における大阪府柏原市（以下、本市という。）の行政区域とする。面積は2,533ヘクタールである。

ただし、金剛生駒紀泉国定公園に指定されている地域を除く。

なお、本区域は、国内希少野生動植物種の生育・生息域を含む可能性があるため「8 環境の保全その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項」において、環境保全のために配慮を行う事項を記載する。

その他、自然環境保全法に規定する原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に規定する生息地等保護区は、本区域に存在しない。



（2）地域の特徴（地理的条件、インフラの整備状況、産業構造、人口分布の状況等） （地理的条件）

本市は、大阪府の南東部、大阪府と奈良県との府県境に位置し、奈良盆地の諸流を集めた大和川が、金剛・生駒山地を横断して大阪平野に流れ出る付近に、その街並みを形成した。市域の3分の2を山が占め、中央部を大和川が流れている。大阪の都心からわずか20kmほどの距離にありながら、緑の山々と美しい溪谷、豊かな川の流れなど、多彩な自然環境を備えている。

(インフラの整備状況)

①公共交通機関

柏原市内の鉄道路線は、JR 関西本線（大和路線）、近畿日本鉄道大阪線、同道明寺線の 3 路線が通っている。また市内には 10 駅あり、大阪市内へ約 20 分とアクセスが非常に良い。

②主な道路網

柏原市内の主な幹線道路として、国道 25 号線・165 号線、府道堺大和高田線、西名阪自動車道が通っており、高速道路を利用すれば大阪市内へ約 30 分で移動が可能である。

(人口分布の状況)

本市の人口は、令和 2 年国勢調査によると、68,775 人となっており、平地部に人口が集中している。

(産業構造)

令和 3 年経済センサス活動調査(事業所単位)によると、本市の事業所の総数は 2,200 事業所で、第 1 次産業の事業所数は 3 事業所、第 2 次産業の事業所数は 562 事業所、第 3 次産業の事業所数は 1,635 事業所となっている。産業大分類別にみると、卸売業、小売業が 448 事業所と最も多く、製造業が 380 事業所と続くが、従業者で見ると、総数 22,586 人のうち製造業が 4 割 (9,162 人) と最も多く、製造業が雇用面で果たす役割は大きい。

また、2020 年農林業センサスによると本市の農家数は 218 戸、農家人口は 369 人であるが、2020 年農林業センサス報告書（農林業経営体調査結果）によると、ぶどうの栽培経営体数及び栽培面積は府内 2 位となるなど、山麓に多いブドウ畑において、夏から秋にかけてはぶどう狩りが盛んに行われている。

2 地域経済牽引事業の促進による経済的効果に関する目標

(1) 目指すべき地域の将来像の概略

本市は、令和 3 年経済センサス活動調査によると、全産業において製造業が純付加価値額の約 5 割、従業員数の約 4 割を占めており、製造業が主要の産業構造をなしている。高精度な金型技術や世界で初めてマイコン内蔵電子式水道メーターを開発するなど、独自技術を持った企業が存在しており、当該企業や他の関連産業・企業の成長を通じて高い経済的波及効果をもたらし、成長への好循環を実現することを目指す。

また、2020 年農林業センサスによると農業者のうち約 8 割がぶどうを栽培しており、「ぶどう」「ワイン」を核として、ワイナリー・農業者・飲食店・観光名所をつなぎ合わせることで、一つの大きな施設ではなく、市全体の魅力を向上させる。

地域の農業後継者不足等の理由で発生した耕作放棄地を、ワイナリー新規開設希望者や飲食店など多様な担い手によるワイン醸造用のぶどう栽培などにより、有効な活用を目指す

す。

(2) 経済的効果の目標

【経済的効果の目標】

	現状	計画終了後	増加率
地域経済牽引事業による付加価値創出額	82 百万円	172 百万円	110%

(算定根拠)

1 件あたり平均 6,889 万円の付加価値額を創出する地域経済牽引事業を 2 件創出し、これらの地域経済牽引事業が促進区域で 1.25 倍の波及効果を与え、促進区域で 172 百万円の付加価値を創出することをめざす。

【任意記載の K P I】

	現状	計画終了後	増加率
地域経済牽引事業の新規事業件数	1 件	2 件	100%

3 地域経済牽引事業として求められる事業内容に関する事項

本計画において、地域経済牽引事業とは以下の (1) ~ (3) の要件を全て満たす事業をいう。

(1) 地域の特性の活用

「5 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項」において記載する地域の特性及びその活用戦略に沿った事業であること。

(2) 高い付加価値の創出

地域経済牽引事業計画の計画期間を通じた地域経済牽引事業による付加価値増加分が、6,889 万円（大阪府の 1 事業所あたり平均付加価値額（令和 3 年経済センサス活動調査）を上回ること。

(3) 地域の事業者に対する相当の経済的効果

地域経済牽引事業計画の計画期間を通じた地域経済牽引事業の実施により、促進区域内において、以下のいずれかの効果が見込まれること。

- ・促進区域に所在する事業者の売上が、開始年度比で 7%以上増加すること。
- ・促進区域に所在する事業者の雇用者数が、開始年度比で 1%以上増加すること。

なお、(2)、(3) については、地域経済牽引事業計画の計画期間が 5 年の場合を想定しており、それよりも計画期間が短い場合は、計画期間で按分した値とする。

- 4 促進区域の区域内において特に重点的に地域経済牽引事業の促進を図るべき区域（重点促進区域）を定める場合にあっては、その区域

本計画において、重点促進区域は設定しない。

- 5 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項

（１）地域の特性及びその活用戦略

- ① 柏原市の業務用機械器具製造業や生産用機械器具製造業等の技術を活用した成長ものづくり分野
- ② 柏原市のぶどう、ワイン等の特産物を活用した農林水産分野

（２）選定の理由

- ① 柏原市の業務用機械器具製造業や生産用機械器具製造業等の技術を活用した成長ものづくり分野

本市の全産業の付加価値・従業者数のうち、製造業の付加価値構成比（企業単位）は48.6%、従業者構成比（事業所単位）40.6%と本地域の主要な産業となっており、大阪府平均（付加価値構成比（企業単位）26.8%、従業者構成比（事業所単位）13.1%）の構成比を上回る。（令和３年経済センサス活動調査）

なかでも、業務用機械器具製造業や生産用機械器具製造業において、優れた技術を有する事業者が多い。例えば、本地域に立地する自動車用鍛造品及び高压ガス容器の製造販売事業者においては、日本初の技術を多数有しており、熱間鍛造プレスの特ランスファーや、ベアリング内外輪の親子取り鍛造法、フローフォーミング技術などが挙げられる。さらに、量産化を初めて行った例として、熱間鍛造の自動車用ホイールハブユニットなどがある。独自技術により開発された高压容器に用いるアルミライナーがNASAの人工衛星にも採用されたほか、その優れた技術に裏付けられた高品質な自動車用鍛造品を世界中に供給している。また、本地域に立地する水道メーター・電子式メーターの製造販売を手がける事業者においては、世界で初めてマイコン内蔵電子式水道メーターを開発するなど高い技術を有している。現在では地域の研究機関や地元企業と連携しながら、「IoTを活用したスマート水道メーター」の開発、実用化、普及に取り組んでおり、社会インフラの革新による地域貢献のみならず、地域内外への波及効果も大いに期待ができる。

また、経済産業省において選定されている、地域経済牽引事業の担い手の候補となる地域の中核企業としての「地域未来牽引企業」が、本市からは製造業が５社選定されている。

以上のことから、本市の主要産業である製造業への支援は不可欠であり、「柏原市まち・ひと・しごと創生総合戦略」において、「地域産業競争力強化」や「事業規模の拡大や

拠点化」など戦略的に企業支援を行うことを定めるなど操業環境を整えることで、「地域未来牽引企業」に選定された企業をはじめ、域内企業が意欲的に投資を行うことにより、地域経済の好循環を図る。

② 柏原市のぶどう、ワイン等の特産物を活用した農林水産分野

本市では古くからぶどうが栽培されており、その栽培面積も 56 ヘクタールと大阪府内で 2 番目の栽培面積を有するぶどうの産地である。農業産出額は 121 千万円となっており、その約 90%を「ぶどう」が占めている。

また、ワイナリーについては、現在、市内に 3 社（大阪府内 7 社）存在し、大阪府内のワイナリーの 1/4 となっている。

以上のことから、大阪府内でも有数のぶどう及びワインの特産地となっている。

大阪府においては、府の戦略作物としてデラウェアが指定され、大阪だけでなく京都・滋賀・三重など多方面に出荷され大変好評価を得ている。加えて、大阪府果樹品評会においても、本市から出品されたぶどうが入賞作品の約半数を占めるなど高い評価を得ている。

本市ではこのぶどう及びワインのPRを図るため、J A大阪中河内と協力し、大阪近郊で実施されているマルシェなどのイベントでの出店販売を行い、知名度の拡大を図っている。8 月～10 月にかけて市内のぶどう園において観光ぶどう狩りが行われ、期間中大勢の来場者が訪れている。また、ワイナリーによる屋外イベントが開催され毎回数千人が訪れている。

さらに、地方独立行政法人大阪府立環境農林水産総合研究所に「ぶどう・ワインラボ」としてぶどうとワインに特化した研究施設を設置しており、ぶどうの栽培技術のさらなる研究や、大阪の気候での栽培に適したワイン醸造用ぶどうの選抜や、試験醸造によるワイン品質の向上に取り組んでいる。令和 3 年 6 月には、大阪のワインが酒類の地理的表示「GI 大阪」として国税庁の指定を受けており、本市で製造されたワインが審査会において複数認定されている。また、ワインの産地表示の基準が改正されたこともあり、国産ワインの注目度も年々上昇しているところです。これを好機と捉え、地元ぶどうを使った GI 大阪ワインを国内有数のブランドに育てていくことで、さらに海外への展開も図っていく。

以上のようなことから、大阪府や J A大阪中河内、篤農家と共に新たな担い手に対して実施している「ぶどう担い手塾」を活用し、新規就農者を確保していくとともに、府内の飲食店オーナーや企業によるハウスワイン用ぶどう栽培（委託による醸造）を増やしていくことで、栽培放棄地等を活用したぶどう産地の活性化を図り、「ぶどう」「ワイン」を核として、ワイナリー・農業者・飲食店・観光名所をつなぎ合わせ、一つの大きな施設ではなく市全体の魅力を向上させる。また、併せて柏原の気象や土壌条件に適応した省力的な栽培技術の確立や新たな品種開発に向けた試験を進めることで、ワイン醸造に関わるぶどう栽培面積の増加を図っていく。

このようにぶどう・ワイン等の特産物を活かした販路開拓・売上向上等を目指す地域経済牽引事業を積極的に支援することで、本市の農林水産分野の付加価値の向上を図る。

6 地域経済牽引事業の促進に資する制度の整備、公共データの民間公開の推進その他の地域経済牽引事業の促進に必要な事業環境の整備に関する事項

(1) 総論

地域の特性を生かし、成長ものづくり分野や農林水産分野を支援していくためには、地域の事業者のニーズを把握し、適切な事業環境の整備を行っていく必要がある。事業者ニーズを踏まえた各種事業環境の整備に当たっては、国の支援策も併せて活用し、積極的な対応で事業コストの低減や本地域にしかない強みを創出する。

(2) 制度の整備に関する事項

① 地元企業等の育成

「柏原・まち・ひと・しごと.net」を活用して技術向上や販路開拓、人材育成等につながる各種支援施策を提供するほか、事業者情報をきめ細かく発信していくことで、ビジネスマッチングを促進すると同時に、地元産業のPRと掘り起こしを行うことで、地域経済の発展と就業者拡大につなげる。

② 事業承継支援

本市内の事業者における円滑な事業承継を支援するため、柏原市商工会や日本政策金融公庫を中心とした金融機関と連携し、事業承継に必要なノウハウの提供や啓発セミナーを催し、事業承継に係るネットワークを構築する。

③ 知的財産活用支援

柏原市商工会や大阪府と連携し、本市内で生み出された発明や技術などを保護し、海外ビジネス等への活用を促進していく。

④ 地域就労の推進

地元企業等と連携し、市内における雇用機会を創出することで、求職者に幅広い就職の機会を提供し、地元就職率向上に繋がる地域産業の活性化を推進する。

⑤ 農業後継者を育成する制度の整備

定着率が高い親元への就農者が施設整備しようとする際に、JA大阪中河内と本市が

共同で補助（1/2 以内補助上限 80 万円）をおこなう。

（３）情報処理の促進のための環境の整備（公共データの民間公開に関する事項等）

① 本市が保有する公共データの提供

事業者への情報提供及び事業者情報発信を目的とした専用ウェブサイト「柏原・まち・ひと・しごと.net」を通じて、事業者ニーズに応じた公共データを提供する。

② 地方独立行政法人大阪府立環境農林水産総合研究所のもつ情報データのオープンデータ化

研究所育成ぶどうの品種登録を進めており、地域特産のぶどうとしての産地形成に向けた品種特性に関する情報や、デラウェアの醸造向け省力栽培や醸造技術に関する情報発信に取り組んでいく。

（４）事業者からの事業環境整備の提案への対応

事業環境整備の提案は、大阪府商工労働部内、柏原市産業振興課を対応窓口とする。

また、事業環境整備の提案を受けた場合の対応については、関係者と連携して検討の上、適切に対応する。

（５）その他の事業環境整備に関する事項

① 地域における連携

企業・金融機関・大学など、地域の多様な機関との交流の場を提供し、経営や技術の革新に挑む動機付けや、ものづくりに役立つさまざまな連携を創出する。また、ものづくり企業と行政や金融機関等支援機関が直接対話し、中小企業の抱えている課題や最近の動向などを議論し支援する場を提供する。

（６）実施スケジュール

取組事項	令和 6 年度	令和 7 年度～ 令和 9 年度	令和 10 年度 (最終年度)
【制度の整備】			
①地元企業等の育成	実施	実施	実施
②事業承継支援	実施	実施	実施
③知的財産活用支援	実施	実施	実施
④地域就労の推進	実施	実施	実施
⑤農業後継者を育成する制度の整備	実施	実施	実施
【情報処理の促進のための環境整備（公共データの民間公開等）】			
①柏原市が保有する公共データの提供	実施	実施	実施

②大阪府立環境農林水産総合研究所のデータ	実施	実施	実施
【事業者からの事業環境整備の提案への対応】			
事業者からの相談窓口	実施	実施	実施
【その他の事業環境整備】			
①地域における連携	実施	実施	実施

7 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法に関する事項

(1) 支援の事業の方向性

地域一体となった地域経済牽引事業の促進に当たっては、成長ものづくり分野については、柏原市商工会、日本政策金融公庫、大阪教育大学、関西福祉科学大学がそれぞれの能力を最大限発揮していく必要がある。このため、これらの機関が持つ支援策を活用し、事業承継や地元企業の育成、地域における連携を推進していく。

また、農林水産分野については、大阪府中部農と緑の総合事務所、地方独立行政法人大阪府立環境農林水産総合研究所、J A大阪中河内、大阪ワイナリー協会、関西ワイナリー協会がそれぞれの能力を最大限発揮していく必要がある。このため、これらの機関との連携を深めるための協議会を設置し、ぶどうやワインの生産拡大に向けた課題、観光や街づくりを推進するための課題解決を図っていく。

(2) 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法

① 柏原市商工会

本市内の商工業者約 1,000 社を会員とし、中小企業の経営基盤強化や、金融、税務、労務等の専門的な知識に関する相談窓口となっている。経営革新支援、販路開拓支援、知的財産活用、創業支援、事業承継支援など商工業に関する幅広い指導、各種セミナーなどを実施している。

② 日本政策金融公庫

資金ニーズに応じた適切な金融支援を行うほか、蓄積された情報網を活用して経営課題の解決やビジネスマッチングによる販路開拓を図る。

③ 地方独立行政法人大阪府立環境農林水産総合研究所

環境分野と農林水産分野が融合した総合研究機関として、大気・水質・土壌・有害化学物質などの分析や調査研究、大阪産（もん）の生産振興やブランド確立支援、6次産業化に係る技術開発、栽培漁業・資源管理型漁業の推進等の幅広い事業を行っている。

この研究拠点において、ぶどうの優良品種の選抜や省力化栽培・ワイン新商品開発支援やワインの品質分析、試験醸造、醸造発酵中の分析等の受託研究を実施することによる支援を進めていく。またぶどうを使った加工品の開発を支援していく。

④ J A大阪中河内

中河内地区の営農相談・営農事業・土壌調査・農産物調査等を行い、地域の営農者の相談窓口となっている。農地の利用調整や栽培技術指導によりぶどうの高品質化を支援する。また、観光ぶどう狩りの事務局として対外的にぶどうのPRを支援する。

⑤ 大阪ワイナリー協会、関西ワイナリー協会

ぶどう栽培の技術やワイン醸造の技術についての勉強会を行い、営農者に最新技術を伝え、ぶどう産業とワイン産業の発展に貢献している。ワインに関する各種イベントの実施、各ワイナリーをめぐる工場見学等を実施していく。

⑥ 大阪教育大学

平成21年に締結した包括連携協定に基づき、教育という専門性が高く、なおかつ汎用性のあるフィールドを通じ、ものづくり教育、起業家教育、環境教育といった広い視点での連携を図っていく。

⑦ 関西福祉科学大学（学校法人玉手山学園）

関西福祉科学大学に設置している地域連携センターでは広く学生と地域を繋ぐ役割を担っており、これまでに柏原市民総合フェスティバルや子育て支援施設への学生ボランティア派遣などを行っている。

平成26年に締結した包括連携協定に基づき、地域連携センターとの連携をより積極的に図ることで、地域社会の課題解決に繋げていく。

8 環境の保全その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項

（1）環境の保全

新規開発を行う場合は、周辺土地利用に鑑み、可能な限り自然環境に影響を与えないよう、環境関係法令の遵守や環境保全・環境負荷の低減に向けた十分な配慮を行う。事業活動においては、環境保全への配慮や地域社会との調和を図るよう促し、必要な対策等を求めていくものとする。

特に、大規模な地域経済牽引事業を行うこととなった場合には、必要に応じて、企業、行政が連携して住民説明会等を実施するなど、周辺住民の理解を求めていく。

また、廃棄物の軽減・リサイクルの積極的な推進や自然エネルギーの利活用等の温暖化対策について、必要な情報を提供するとともに、廃棄物の不法投棄を許さない環境づくりのための広報啓発活動を推進し、地域における環境等に対する規範意識の向上をめざす。

なお、環境保全上重要な地域内での整備の実施に当たって、直接或いは間接的に影響を与えるおそれがある場合は、自然環境部局と十分調整を図りつつ、専門家の指導・助言を踏まえて、それらの保全が図られるよう十分に配慮する。

（2）安全な住民生活の保全

大阪府では、「大阪府安全なまちづくり条例」及び同条例を根拠に定められた「安全防犯指針」に基づき、行政、事業者、府民が一体となった取組を行うとともに、府民それぞれが

自主防犯意識の高揚を図り、「安全なまち大阪」の確立をめざし、様々な活動を推進している。

また、交通安全施策についても「大阪府交通安全実施計画」に基づき、地域の交通の安全と円滑化を図る活動を推進している。

同条例及び同指針並びに同計画の趣旨に鑑み、本基本計画の実施によって、犯罪及び交通事故等を増加させ、又は地域の安全と平穏を害することがないように、地域住民の理解を得ながら次の取組を推進する。

① 防犯に配慮した環境の整備、管理

ア 道路、公園等の公共空間、事業所等の整備に当たっては、見通しが確保できるよう配慮するとともに、必要に応じて、防犯照明の整備に努めるものとする。

イ 夜間に、道路、公園等の公共空間、事業所敷地及びその周辺、空き地等において、人の行動を視認できる程度以上の照度を確保するため、道路照明灯や防犯灯等を整備する。また、これらの場所が、地域住民に迷惑を及ぼす行為に利用されないよう立入りの制限やパトロールを実施するなどの管理に努める。

ウ 地域住民や従業員、来訪者等が、事業所や駐車場等において、犯罪被害に遭わないよう防犯カメラや防犯照明の設置等防犯設備の整備に努める。

エ 事業所が犯罪被害に遭わないよう防犯カメラや防犯ベル、機械警備システムなど防犯設備の設置に努め、犯罪に遭いにくい環境の整備に努める。

オ 事業者等は各種の取組が有効で、継続的なものとなるために相互の連携に努める。

② 交通安全に配慮した環境の整備

ア 事業者等は、地域の交通の安全と円滑化を図るため、施設の建設、道路整備等については、計画を立案する時点から警察等関係機関との十分な調整を図り、道路交通環境整備の促進に努める。

イ 事業者等は、違法駐車等による交通環境の悪化を防止するため、十分な駐輪・駐車スペースを確保する。

ウ 道路には歩道を設置し、ガードレール、歩道柵（さく）、植栽等により、歩道と車道の分離に努めるなど事故防止に配慮した構造、設備の整備を行う。

③ 地域社会との連携

ア 事業者は、顧客に対する防犯意識の醸成を図るとともに、事業活動を通じて地域住民等が行う自主防犯ボランティア活動等に参加するほか、これらの活動に対して物品、場所等の支援を行うなど、地域における防犯活動への協力を行う。

イ 事業者は、事業所周辺の公共空間にも配慮した防犯灯、防犯カメラの設置等近隣事業所と連携した地域ぐるみでの防犯対策に努める。

④ 従業員・関係事業者に対する教育、指導の徹底

事業者等は、従業員・関係事業者に法令教育による遵法意識の浸透や犯罪被害に遭わないための指導を行う。また、外国人の従業員・関係事業者には、日本の法制度、習慣等についても指導を行う。

⑤ 警察等関係機関に対する連絡・協力体制の確立

事件・事故・災害等発生時における警察等関係機関に対する連絡体制の整備と捜査活動への積極的な協力を図る。

⑥ 暴力団等反社会的勢力の排除

事業者等は、暴力団等反社会的勢力を排除するため、同勢力からの接触等があった場合には、警察に即報するとともに、各種要求には絶対に応じない。

⑦ 不法就労の防止

事業者が外国人を雇用する際には、必ず在留カード、パスポート等により、在留資格等の確認や雇用状況の届出を確実に行うなど、適法な就労を確保するよう事業者や関係自治体において必要な措置をとる。

⑧ その他

以上の項目に記載のない事項で、「安全な住民生活の保全」のために必要な事項が生じたときは、その都度、事業者及び警察等関係機関で協議の上、必要な措置をとる。

(3) その他

①PDCAサイクルの確立

毎年度の終了後、基本計画と承認地域経済牽引事業計画に関するレビューを実施し、効果検証及び当該事業の見直しの検討を行い、基本計画の変更等の必要な対応を行うこととする。

9 地域経済牽引事業の促進を図るための土地利用の調整を行う場合にあっては、その基本的な事項

本計画において、土地利用の調整は行わない。

10 計画期間

本計画の計画期間は、同意の日から令和10年度末日までとする。

「大阪府柏原市基本計画」に基づき法第11条第3項の規定による同意（法第12条第1項の規定による変更の同意を含む。）を受けた土地利用調整計画に関する変更の同意及び法

13条第4項の規定による承認（法第14条第3項の規定による変更の承認を含む。）を受けた承認地域経済牽引事業計画に関する変更の承認及び承認の取消しについて、当該同意基本計画の失効後も、なお従前の例による。